

■ 「汗動・協働・創造」枠について ■

平成 24 年度当初予算編成において、新たに「汗動・協働・創造」枠を設け、地域経済の活性化や震災復興、さらには地域社会の再構築等の分野において、「汗動・協働による全員参加のふるさと会津の再生と活力に充ちた新生会津若松市づくり」の構築に寄与することを目的とした事業枠を設ける。

□ 対象分野

商工・観光・農業等の再生対策

地域コミュニティ構築に関する支援対策

原子力発電所事故による放射能汚染対策

避難されている方々の生活再建支援対策

その他、新生会津若松市の創造につながる分野

□ 要求基準

- ①総力を結集し、斬新なアイデアで、新生会津若松市の創造にふさわしい事業であること。
- ②市民の声を聞き、同じ目線で考え、ともに知恵を出し合う等、「汗動・協働」により、関係する市民や関係団体等と一体となって取り組む事業であること。
- ③事業の推進に際しては、行政とともに、市民や関係団体等とが主体的責任と役割を担うものであること。

《基本事項》

- 対象事業は、原則として市の単独事業かつ単年度事業とし、「行政評価」を受けた新規事業とする。
- 財源は、財政調整基金を原資とし、上限を2億円とする。
- 当初予算においてのみ設定する。
- その他、次の点に留意すること。
 - ・通常の枠配分における要求とは別枠での要求とする。したがって、当該枠で対象となった事業については、新たに予算配分を行うものであること。
 - ・査定結果によっては、対象事業費の総額が2億円に満たない場合もあること。

要求基準細目

「汗動・協働・創造」枠の対象とする事業の要求にあたっては、以下の項目にしたがって行うものとする。

1) 事業の総枠

- ①当該枠の対象とする事業の上限の総額は2億円とすること。
- ②対象とする事業の件数は10件程度を想定していること。

2) 事業の趣旨・目的

- ①当該枠設定の趣旨を十分に踏まえた事業であること。
- ②当該枠の対象としている事業の要求基準、対象分野等に合致していること。

3) 事業の期間

原則として単年度の事業であること。

4) 事業の内容

原則として、下記の要件を満たしていること。

- ①一企業や一個人の利益となる事業となっていないこと。
- ②事業の全部を委託または補助する内容のものでないこと。ただし、事業の目的を達成するために必要な経費の一部としての委託料等はこの限りでない。
- ③行政のみが人的・財政的負担するものでないこと。
- ④事業費の全てが人件費となっていないこと。
- ⑤国や県の補助事業となっていないこと。